

市民スタジアムに

ナンキンハゼの木



4月1日にオープンした甲賀市民スタジアム。竣工に併せて多くの利用申し込みがあり、いつも野球少年たちの元気な声が響いています。

その球場横にオープンを記念して、このほど滋賀県造園協会湖南・甲賀支部がナンキンハゼの木を植樹いただきました。

植樹いただいた木は、落葉樹で成長すると高さ10mにもなるそうです。これからこのナンキンハゼの木は、市民スタジアムで育つ子どもたちの健やかな成長を見守り続けてくれることでしょう。



町内に囃子の音色が響き渡る水口曳山祭

笛や太鼓の音色に 心が躍る

水口 曳山祭

水口曳山祭が4月19日、20日の両日行われ、今年は米屋町、天神町、田町・片町、呉服町、柳町の5基の曳山が巡行しました。
20日の朝、5基の曳山は水口神社まで巡行し、それぞれの曳山の上では水口囃子が響き渡っていました。夕方になりあたりが暗くなるとテンポの良い囃子は鳴りを潜め、ゆったりとしたリズムの囃子が演奏される中、各曳山は提灯に火が灯され、祭はクライマックスを迎えました。
地域の人々が世代を通じて永年伝承してきた水口曳山祭は、これから後世まで受け継がれることでしょう。

史跡「紫香楽宮跡」の

ロマンに触れる

早春の古都、紫香楽の宮跡（信楽町宮町）で3月26日、「信楽歴史街道を訪ねる会」主催による現地見学会と講演会が開催されました。
当日は、県内外から約40名の方が参加、発掘調査が進む現場近くの集会所で市教育委員会の担当者から発掘調査の概要説明がありました。その後、発掘現場では調査から見てきた当時の様子を、また近くに整備されている資料館では当時を再現したコンピュータグラフィックの映像や発掘された器や書簡などを見られ参加者は天平のロマンを満喫されたようです。



発掘現場を訪れ紫香楽宮跡の説明を受ける皆さん

和太鼓の音色



思いっきり練習、紫香楽太鼓“炎”のみなさん

このほど竣工した市和太鼓音楽活動交流館（信楽町長野）で和太鼓の音色がこだましています。

この交流館は、市が（財）日本宝くじ協会の支援をいただき整備したもので、太鼓などの音楽活動をされる団体の交流場所としては市内で初めてとなる施設です。

施設は、防音対策を講じるなど利用される皆さんが活動しやすいように、また周辺住民の方への配慮を考慮して整備されています。

今後は、この施設で和太鼓演奏などを通じた市民の交流がますます広がることに期待が寄せられています。

『市民活動総合補償制度』の案内

市では、市民の皆さんが安心して活動できるように自治会やボランティア団体等の社会奉仕活動、文化・スポーツ活動、NPOなどの活動に対し、活動中に発生した事故を広く救済するため「市民活動総合補償制度」を今年度も継続します。

■補償制度の対象となる活動は

主たる活動場所が市内にあり、活動が継続的に計画的に行われていること、活動の目的が特定の政治宗教などの活動に関わるものでないこと、構成員が5人以上の団体による左記のような活動が対象となります。利益を目的としたり、報酬を伴う活動は対象となりません。

- ◎地域コミュニティ活動
 - 区・自治会等が行う防犯・防災活動、清掃作業、運動会など活動や女性会、老人クラブの活動など
- ◎社会福祉、奉仕活動
 - 福祉施設訪問、清掃、介助、行事手伝い、保育、朗読、心のケア、手話通訳ボランティアなど
- ◎NPO、市民活動
 - 保健・福祉、芸術・文化、環境、教育、人権、まちづくり、国際交流などの市民活動
- ◎文化活動（趣味活動）
 - 合唱、演劇、短歌、俳句、絵画、茶道、華道、舞踊、盆栽、読書会など
- ◎社会教育・青少年育成活動
 - 社会教育の講座・研修会、各種教室など。子ども会、ボイススクワット、青少年育成会などの活動
- ◎スポーツ・レクリエーション活動
 - スポーツクラブ・サークル活動、スポーツ少年団、体育協会の活動など
- ◎財産区構成員の活動
 - 土山町鮎川・山内・土山・大野山林財産区、甲賀町大原・油日・和田財産区で行う山林の清掃等の活動
- ◎市主催事業への参加、手伝い
 - 市主催の社会教育・文化事業、公民館事業、スポーツ大会、こみせ口、防災訓練などの事業

■補償内容について

賠償責任補償
活動中に市民団体の指導者などが過失により、参加者や第三者に負傷させた場合や財物に損害を与えた場合などに対し、対物賠償が補償されます。

傷害費用補償
市民団体の指導者、ボランティアまたは各種事業の参加者などが市民活動中の急激かつ偶然な外来の事故によって、死亡したり、後遺障害を被ったり、または入院、通院による治療を要する怪我をした場合、定められた補償金が支払われます。

■申し込み

市が補償の対象とする団体を把握している必要がありますので、団体を所管する市の担当課に、「市民活動団体活動届」をご提出ください。（昨年度に提出いただいた団体が今年度改めて提出いただく必要はありません。）

■事故が発生したら

必ず2週間以内に、その活動に関係する担当課等へ連絡し、「事故発生報告書」を提出してください。

■主な連絡先の例

- 社会教育、生涯学習関係団体
 - 【教育委員会生涯学習課】 ☎86-8021
 - 【教育委員会文化スポーツ振興課】 ☎86-8380
- 文化・スポーツ関係団体
 - 【教育委員会文化スポーツ振興課】 ☎86-8023
 - 【ボランティア関係団体】 ☎86-8380
- ボランティア関係団体
 - 【健康福祉部社会福祉課】 ☎65-0700
 - 【健康福祉部社会福祉課】 ☎63-4085
- 区・自治会関係団体
 - 【総務部総務課】 ☎65-0663
 - 【総務部総務課】 ☎63-4554
- その他市民活動団体（防犯、交通安全、NPO活動）
 - 【市民環境部 市民生活課】 ☎65-0687
 - 【市民環境部 市民生活課】 ☎63-4582

問い合わせ 市民生活課「ミニシティ推進係」